

東京都北区議会

平成 22 年第 2 回定例会で可決した意見書

- ・ 子宮頸がん予防ワクチン接種の助成制度創設を求める意見書
- ・ 都市再生機構の事業仕分けでの「縮減」判定に関する意見書
- ・ 公立学校教職員任命権の特別区への移譲に関する意見書
- ・ 読みに困難のある児童生徒への学習支援に関する意見書

子宮頸がん予防ワクチン接種の助成制度創設を求める意見書

子宮頸がんは、その原因のほとんどがHPV（ヒトパピローマウイルス）感染によるものと言われている。感染しても自覚症状がないことが多く、国内では年間約一万人が発症し、約三千五百人もも尊い命が失われている。特に近年二十〜三十歳代の若い発症者、死亡者が増えていることも問題となっている。

こうした中、HPV感染を予防するワクチンの研究開発が進み、既に世界百カ国以上で予防ワクチンが承認されている。我が国においても平成二十一年十月に承認され、同年十二月から販売が開始されており、ワクチン接種により子宮頸がん発症者の減少が期待されているところである。

しかし、ワクチンは半年の間に三回の接種が必要となり、任意接種であるため合計で四〜五万円の自己負担が生じる。ヨーロッパやカナダ等約三十カ国では全額公費負担または補助が行われており、ワクチン接種の普及には接種費用負担の軽減が不可欠である。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、子宮頸がん予防ワクチン接種について早期に公費助成制度を創設するよう強く求める。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十二年六月二十三日

東京都北区議会議長 宇野 等

衆議院議長	横路 孝弘 殿
参議院議長	江田 五月 殿
内閣総理大臣	菅 直人 殿
財務大臣	野田 佳彦 殿
厚生労働大臣	長妻 昭 殿

都市再生機構の事業仕分けでの「縮減」判定に関する意見書

都市再生機構賃貸住宅には現在、七十六万戸に二百万人近い居住者が住み、年金で生活する六十五歳以上の世帯主が三割を超えるなど、公共住宅としてのセーフティネットの役割を果たしている。この事業に対して、政府は、四月末に「事業仕分け第二弾」を実施し、「高齢者・低所得者向けの住宅は地方自治体もしくは国に移管、それ以外は民営化の方向で整理する」など「縮減」と判定した。

もし仮に高齢者・低所得者向けの住宅を行政に移管すれば、これまで都市再生機構が家賃収入で返済してきた十一兆円もの負債を地方自治体が背負う恐れもあり、また、公営住宅の安い家賃と、都市再生機構賃貸住宅の現行家賃の差額を行政が穴埋めする新たな財政負担が生じることになる。一方、居住者は「民営化が進めば家賃の値上げに歯止めをかけることが出来なくなるのではないか」と危惧している。

独立行政法人の天下りや随意契約など、税金のムダの温床となる経営実態の問題に切り込むのは当然だが、今回の判定結果は、居住者の不安を募らせることになりかねないと言わざるを得ない。

よって、本区議会は政府に対し、左記事項を求めるものである。

記

- 一、これまで五十年以上にわたって続いている国民共有の社会的資産である公共住宅への居住を安定させ、次世代にも残していくこと。
- 二、定期借家契約導入撤回も含め、居住者からの声を受け止め、「低所得高齢者等を対象にする家賃減免措置」等を維持し、住宅セーフティネットとしての役割と機能を強化すること。
- 三、都市再生機構の抱える負債を地方に肩代わりさせることがないようにし、また現行家賃の差額を地方自治体に穴埋めさせるなど新たな財政負担を生じさせないこと。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十二年六月二十三日

東京都北区議会議長 宇野 等

内閣総理大臣

菅 直人 殿

国土交通大臣

前 原 誠 司 殿

内閣府行政刷新担当大臣

蓮 舫 殿

公立学校教職員任命権の特別区への移譲に関する意見書

文部科学省は四月三十日、公立学校教職員の任命権を市町村に移譲したいとする大阪府に対し、「教育水準の維持向上を図るといふ県費負担教職員制度の趣旨・目的が損なわれることのない範囲において、条例による事務処理の特例制度を活用し、市町村が処理することは可能である」と回答した。

改訂教育基本法でも、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力が謳われている。本区でもこのことを受け、「教育の原点である家庭や地域などが連携しながら教育力を向上させ、社会全体で子どもを育てる仕組みが不可欠」とする「教育ビジョン二〇一〇」を策定し、日々、教育行政、分けても学校教育の充実・発展に努めているところである。

しかしながら、特別区には公立学校教職員の任命権がないため、教職員は東京都の人事異動方針に基づいて異動が行われ、区への帰属意識や人材育成の観点から問題を抱えており、本区が進める「学校・家庭・地域の連携」に大きな支障となっている。

公立学校教職員任命権の移譲については、すでに東京都と特別区間の「都区のあり方検討委員会」の事務事業移管協議において、特別区に移管する方向で検討する事務と合意されているものである。また、東京都教育委員会においても「移管先は全ての区市町村」「広域調整の仕組みが必須」「財源とセット」と主張されている。

よって、本区議会は東京都及び東京都教育委員会に対し、任命権移譲に伴う予算措置を国に求めると共に、関係条例を整備し、予算措置を講じ、早期に教職員の任命権を特別区に移譲するよう求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十二年六月二十三日

東京都北区議会議長 宇野 等

東京都知事 石原 慎太郎 殿
東京都教育委員会委員長 木村 孟 殿

読みに困難のある児童生徒への学習支援に関する意見書

発達障害の中で、特にLD(学習障害)は、長い文章を読んだり、書いたりすることが苦手とされるが、その中でも本人の自覚や親や学校など周囲の認知が難しい「ディスレクシア」の児童生徒への学習支援ツールとして「デイジー版教科書」が新たに開発された。これは、視覚障害者のためのソフトを改良し、文字と音声と映像を組み合わせたパソコン上の電子教科書である。

平成二十年九月、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」、いわゆる「教科書バリアフリー法」が施行され、また「著作権法」の改正もあり、これまでの制約が大幅に緩和されたことにより「デイジー版教科書」は、文部科学省検定教科書に代えて使用が出来るようになった。そして、文部科学省では、平成二十一年度から発達障害の特性に応じた教材の在り方やそれらを活用した効果的な指導方法について実証的な調査研究が実施されている。

また、主に財団法人日本障害者リハビリテーション協会が、約三百人の児童生徒に「デイジー版教科書」を活用したところ、教育関係者や保護者から「学習理解が向上し、精神面でも成長した」との効果が表明され、今、普及推進への期待が大いに高まっている。

しかしながら「デイジー版教科書」は、教科書無償給与の対象となっていないことに加え、その製作には、多大な時間と費用を要するとともに、昨年度の教科用特定図書等の普及促進のための予算額、一億七千二百万円に対し、今年度は、一億五千六百万円に縮減され、昨年度の普及は、小中学生用教科書全体の約四分の一に留り、必要とする児童生徒や担当教諭の要望に十分に応えられない状況にある。

よって、本区議会は政府に対し、「デイジー版教科書」を必要とする児童生徒への学習支援策として、安定して配布、提供が出来るようにし、また担当教諭への研修等も含め、積極的な普及体制の整備と共に特別支援教育の推進に必要な予算措置を講ずることを求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十二年六月二十三日

東京都北区議会議長 宇野 等

内閣総理大臣 菅 直人 殿

文部科学大臣 川端 達夫 殿